日本住宅性能表示基準等の改正について

- ①共同住宅等の断熱等性能等級6及び等級7 の創設
- ②誘導仕様基準の創設に伴う改正

①共同住宅等の 断熱等性能等級6及び等級7の創設

共同住宅等の断熱等性能等級6、等級7の創設

改正の背景

- ・これまで、住宅性能表示制度における省工ネ性能に係る等級は、省工ネ基準相当等が最高等級※1。<u>ZEHやそれを上回る省工ネ性能を評価することができなかったが、</u>先般、<u>ZEH水準の等級</u>※2を創設(令和4年4月~)し、<u>戸建住宅について</u>は、<u>ZEH水準を上回る等級</u>※3を創設(令和4年10月~)。
 - ※1断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級5 ※2 断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6 ※3 断熱等性能等級6、7
- ・共同住宅等のZEH水準を上回る等級については、実現可能性を踏まえて適切な水準を検討し、創設することとしていた。

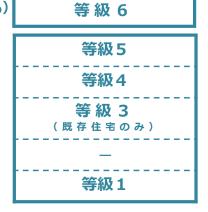
改正概要

- ・今般、共同住宅等について、等級6、等級7を創設する。
- ・<u>外皮性能の水準</u>は、実現可能性を踏まえ、他の等級と同様に、<u>戸建住宅の等級6、7と同等の水準</u>とする。
- ・結露防止対策についても、外皮性能が同じであるため、<u>戸建住宅の等級6、7と同じ</u>とする。

一次エネルギー消費量等級

ZEH基準 (**省工ネ基準▲20%)** R4.4月施行

省工ネ基準▲10% 省工ネ基準

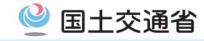


ZEH基準 R4.4月施行 **省エネ基準**



断熱等性能等級

共同住宅等の断熱等性能等級6・7の基準概要(表示方法)



表示基準

表示事項	適用範囲	表示方法	説明 事項	説明に用いる文字	
		【 改正前 】 等級(一戸建ての住宅にあっては1、2、 3、4、5、6又は7 (7は地域の区分が	等級 7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
	************************************	等級 6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている		
		等級 5	熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費 性能誘導基準に相当する程度)が講じられている		
5 – 1 断熱等性 能等級		等級 4	熱損失等の大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省令に定める建築物エネルギー消費性能 基準に相当する程度)が講じられている		
		【改正後】 等級(1、2、3、4、5、6又は7 (1、2、3、4、5、6又は7 (1、2、3、4、5、6又は7 (1、2、3、4、5、6又は7 (1、2、3、4、5、6又は7 (1、4、4、5、6又は7 (1、5、4、5、6又は7 (1、5、4、5、6又は7 (1、5、4、5、6又は7 (1、5、4、5、6又は7 (1、5、5、5、5 (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5、5) (1、5、5) (1、5、5) (1、5、5) (1、5、5) (1、5、5) (1、5,5) (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (等級 3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
	7 (地域の区分が8地域である場合にあっ ては等級6)の場合に、外皮平均熱貫流率		等級 2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		等級1	その他		

共同住宅等の断熱等性能等級6・7の基準概要①(評価方法) 国土交通省

外皮平均熱貫流率 (U_A) 及び冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) の基準

・各等級の水準は、住戸間の熱損失の合理化と暖冷房にかかる一次エネルギー消費量の削減率(概ね30%削減、 概ね40%削減)を踏まえ、戸建住宅の等級と同じ基準とする。

く共同住宅等の断熱等性能等級6・7の基準案>

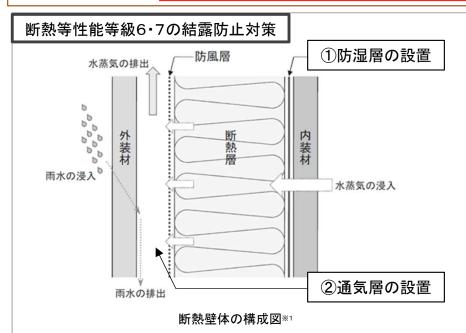
		地域区分							
等級		1 (夕張等)	2 (札幌等)	3 (盛岡等)	4 (会津若松等)	5 (水戸等)	6 (東京等)	7 (熊本等)	8 (沖縄等)
等級 7	UA	0.20	0.20	0.20	0.23	0.26	0.26	0.26	_
	ηАС	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	_
等級 6	UA	0.28	0.28	0.28	0.34	0.46	0.46	0.46	_
	ηАС	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	5.1
等級 5	UA	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	—
	ηАС	_	_		_	3.0	2.8	2.7	6.7
等級 4	UA	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	_
	ηАС	_	_	_	_	3.0	2.8	2.7	6.7
等級 3	UA	0.54	0.54	1.04	1.25	1.54	1.54	1.81	_
	ηАС	_	_	_	_	4.0	3.8	4.0	_
等級 2	UA	0.72	0.72	1.21	1.47	1.67	1.67	2.35	
	ηАС	_			_		_		

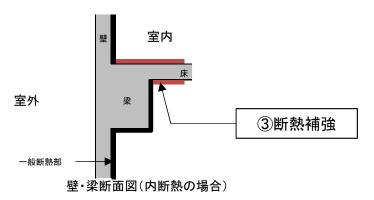
共同住宅等の断熱等性能等級6・7の基準概要②(評価方法) 国土交通省



結露防止対策の基準

- 断熱等性能等級においては、断熱性能及び耐久性能を損なう要因になる壁体内等の結露の発生を防止する ため、①防湿層の設置、②通気層の設置、③構造熱橋部の断熱補強、④コンクリートへの断熱材の密着を求 めている。(③、④はRC造等のみ。また、等級2は①のみ、等級3は①、④のみ)
- 必要な結露防止対策は、建て方によらず、断熱性能に応じて定まるため、**共同住宅等の等級6・7の結露** 防止対策は、戸建住宅の等級6・7の対策と同様とする。





防湿層の設置

室内から壁体内への水蒸気の侵入を防止するため、湿気を通しや すい断熱材※2を使用する場合は防湿層を設置する。

以下の場合は設置不要

- 8地域の場合
- ・断熱層が単一の材料で均質に施行され、透湿抵抗比が一定以上である場合等

② 通気層の設置

屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあっては、壁体内の水蒸気 を排出するため、通気層の設置等の換気上有効な措置を講じる。

以下の場合は設置不要

- ・RC造等躯体の耐久性能を損なうおそれのない場合
- ・地域区分が1から3地域以外の地域であり、一定以上の诱湿抵抗を有する 防湿層を設ける場合 等

③ 構造熱橋部の断熱補強

構造熱橋部(床・梁等が断熱材を貫通する部分)は、結露が生じ やすいため、断熱補強する。

④ コンクリートへの断熱材の密着

内断熱工法とする場合は、室内空気が断熱材と構造躯体の境界に 流入しないよう、断熱材を躯体に密着させる。

- ※1 (出典)「住宅の省エネルギー基準の解説」 建築環境・省エネルギー機構
- ※2 グラスウール、ロックウール等の繊維系断熱材やプラスチック系断熱材(吹付硬質ウレタンフォーム等を除く)

2誘導仕様基準の創設に伴う改正

誘導仕様基準の創設に伴う改正

- ○ZEH水準の等級である「断熱等性能等級5」及び「一次エネルギー消費量等級6」が本年4月に創設され、現行では性能基準への適合を評価する方法のみ。
- ○一方、建築物省工ネ法に基づく住宅の誘導基準については、本年10月より、 ZEH水準へと引き上げられ、誘導基準への適合を評価する方法として、①性能基準による評価方法に加え、②性能基準によらず評価が可能となる 「誘導仕様基準」(外皮誘導仕様基準、一次エネルギー消費量誘導仕様基準)が新設される(R4年11月7日)。
- ○このため、住宅性能表示制度においても、
 - ・<u>誘導仕様基準に適合しているもの</u>は、<u>断熱等性能等級 5 * 1 、一次エネルギー消費量等級 6 * 2 の基準に適合するものとみなす</u>。
 - ※1:結露防止対策の基準に適合していることを別途確認する必要あり。
 - ※2:強化外皮基準(断熱等性能等級5)の基準を満たしている必要あり。

【現行】

		建築物省エネ法	住宅性能表示制度
誘導基準	性能基準	0	0
(ZEH水準)	仕様基準		
省エネ基準	性能基準	0	0
(参考)	仕様基準	0	0

【見直し案】

建築物省工ネ法	住宅性能表示制度
0	0
0	0
0	0
0	0

○:評価可能 赤字:新設される評価方法

日本住宅性能表示基準等の見直しスケジュール



令和4年 6~7月

社会資本整備審議会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会

断熱等性能等級6・7(共同住宅等)の水準等について審議

9月3日

8月4日~ パブリックコメント

11月7日

断熱等性能等級6・7(共同住宅等)の創設等の公布

誘導仕様基準創設に伴う改正の施行

令和5年

4月1日 断熱等性能等級6・7(共同住宅等)の施行